

令和9年度 新地町職員（行政・土木・建築・保育士・保健師）採用候補者試験 受験案内

令和9年度福島県新地町職員（行政・土木・建築・保育士・保健師）採用候補者試験を、下記により実施します。

受付期間 5月20日(水)～6月12日(金)
第1次試験日 7月12日(日)

1 試験区分、採用予定人員及び受験資格

【大学卒程度】

試験区分	採用予定人員	受験資格
行政 (大卒)	若干名	平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学を卒業もしくは卒業見込みの方
土木 (大卒)	若干名	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学で土木の専門課程を履修し、卒業もしくは卒業見込みの方
建築 (大卒)	若干名	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学で建築の専門課程を履修し、卒業もしくは卒業見込みの方

【短大卒・高専卒程度】

試験区分	採用予定人員	受験資格
土木 (短大卒・ 高専卒程度)	若干名	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による短期大学、高等専門学校で土木の専門課程を履修し、卒業もしくは卒業見込みの方
建築 (短大卒・ 高専卒程度)	若干名	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による短期大学、高等専門学校で建築の専門課程を履修し、卒業もしくは卒業見込みの方

【資格免許職】

試験区分	採用予定人員	受験資格
保育士	若干名	平成3年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方または令和9年3月31日までに資格取得見込みの方
保健師	若干名	昭和56年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和9年3月31日までに資格取得見込みの方

ただし、次の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 新地町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日時、場所及び合格者発表

試験	期 日	時 間	試験会場	合格者発表
第1次	令和8年 7月12日(日)	受 付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:00～15:00 適性検査 15:00～16:50	福島大学 福島市金谷川1番地	8月上旬 ※予定
第2次	8月下旬 ※予定	1次試験合格者に別途通知	新地町役場	9月上旬 ※予定

合格者発表は新地町役場掲示板に受験番号を掲示するほか受験者に通知します。
また、新地町ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

3 試験種目及び内容

試験	試験種目	内 容
第1次	教養試験 (多肢択一式)	職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験 (40題)
	専門試験 (多肢択一式)	それぞれの試験職種の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験 (行政：40題、土木・建築・保育士・保健師：30題)
	適性検査	職場における適応性に関する検査
第2次	小論文	職員として必要な表現力等について記述式による筆記試験 (原稿用紙3枚程度)
	個別面接	社会人としての適応性や職員としての資質を見る個別面接
	実技試験 (保育士のみ)	ピアノ弾き歌い(1次試験合格者に課題曲を送付)

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表によりますが、この他通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

6 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求
申込用紙は、本町役場総務課で交付します。
郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「【試験区分】+試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った受験者ご本人の宛て先明記の定形返信用封筒(角形2号)を必ず同封してください。
- (2) 申込の方法
 - ①申込用紙に必要事項を記入して、本町役場総務課に提出してください。番号を付し受験票をお渡しします。
申込書を郵送する場合は、封筒の表に「【試験区分】+試験申込」と朱書きし、110円切手を貼った受験者ご本人の宛て先明記の定形返信用封筒を必ず同封してください。受験票をお送りします。
 - ②受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm)1枚を写真欄に貼って、受験当日に必ず持参してください。(受験票がない又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません)
- (3) 受付期間
令和8年5月20日(水)から同6月12日(金)まで(執務時間中に限ります)。
郵便による場合は、6月12日(金)17時15分までに到着したものに限り受け付けます。

7 試験結果の開示

第1次試験の結果については、第1次試験の不合格者に限り口頭で開示を請求することができます。開示内容は、得点のみとします。開示の期間は合格発表の日から1カ月間、場所は本町総務課です。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、**受験者本人が直接おい**てください。(新地町個人情報保護に関する法律施行条例に規定する範囲内)

8 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。

- (3) この試験に関して不明な点は、本町役場総務課にお問い合わせください。郵便で問い合わせる場合は、110 円切手を貼った受験者ご本人の宛て先明記の定形返信用封筒を必ず同封してください。
- (4) 第1次試験においては、受験者は昼食を準備してください。
- (5) 受験の受付時間は、厳守してください。
- (6) 保育士については、採用日までに、児童福祉法により都道府県知事への保育士登録が必要です。登録手続を行ってください。同法第 18 条の 5 各号に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。

9 問い合わせ先

新地町役場 総務課

〒 979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30 番地

TEL 0244-62-2111